

第1章 総 則

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき作成する「焼津市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）」第6条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）」第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

「津波対策編」は、以下の各章から構成する。なお、「地震防災施設緊急整備計画」については、「地震対策編」によるものとする。また、復旧・復興については、共通対策編 第4章「復旧・復興対策」によるものとする。

第1章 総則	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害
第2章 平常時対策	防災思想の普及、自主防災活動、訓練及び災害予防の対策
第3章 災害応急対策	津波災害が発生した場合の対策

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

焼津市を管轄する指定地方行政機関及び防災関係各機関、その他の防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、焼津市に係る津波防災に寄与すべきものである。それぞれが防災に関し処理すべき事務、又は業務の大綱は次のとおりである。

1 焼津市

処理すべき事務又は業務
(1) 津波対策計画の作成 (2) 津波防災に関する組織の整備 (3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の津波対策の促進 (4) 防災思想の普及 (5) 防災訓練の実施 (6) 津波防災のための施設等の緊急整備 (7) 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 避難の指示に関する事項 (9) 消防、水防、その他の応急措置 (10) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (11) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検 (12) 緊急輸送の確保 (13) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (14) その他津波災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 消防機関

機 関 名	災害応急対策として講ずる措置
志太広域事務組合志太消防本部 (以下「志太消防本部」という。)	(1) 津波予警報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (2) 住民の安全避難の確保 (3) 消防施設、消防本部体制の整備又は点検 (4) 被災者の救助、救急に関すること (5) 津波対策活動中の火災防御 (6) 他消防機関への応援要請 (7) 市、関係機関との連絡調整に関すること

※ 平成25年3月31日 消防広域化に伴う組織統合

3 防災関係機関

(1) 静岡県警察（焼津警察署）

機 関 名	処理すべき事務又は業務
静岡県警察（焼津警察署）	(1) 津波情報等の受理、伝達 (2) 津波情報等の広報 (3) 危険区域への立入規制及び警備 (4) 避難の指示に関する事項 (5) 緊急道路確保のための交通規制 (6) 応急の救護を要すると認められる者の救護 (7) 犯罪の予防、混乱の防止等、社会秩序の維持

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事 (6) 非常通信協議会の運営に関する事
財務省東海財務局 （静岡財務事務所）	(1) 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関する事
厚生労働省静岡労働局 （島田労働基準監督署）	(1) 事業場に対する津波防災対策の周知指導 (2) 事業場の被災状況の把握
農林水産省関東農政局	(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事 (2) 応急用食料・物資の支援に関する事 (3) 食品の需給・価格動向の調査に関する事 (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事 (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関する事 (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事 (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関する事 (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事 (9) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関する事 (10) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事 (11) 被害農業者に対する金融対策に関する事
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

機 関 名	処理すべき事務又は業務
国土交通省中部地方整備局 (静岡河川事務所・静岡国道事務所・清水港湾事務所)	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>ア 所管施設の耐震性の確保</p> <p>イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>(3) 応急・復旧</p> <p>ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>ウ 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置</p> <p>オ 市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p>
国土交通省 中部運輸局 (静岡運輸支局)	<p>(1) 所管事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨</p> <p>(3) 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導</p> <p>(4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</p> <p>(5) 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</p> <p>(6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>(7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>(8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>(9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>(10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>(11) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。</p>
国土地理院 中部地方測量部	<p>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>(2) 災害予防、防災連情報の利活用を図る。</p> <p>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>(4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>(1) 県知事に対して速やかに津波に関連する情報の通報を行うこと</p> <p>(2) 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説</p> <p>(3) 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守</p> <p>(4) 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</p> <p>(5) 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること</p>

機 関 名	処理すべき事務又は業務
海上保安庁 第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	(1) 船舶に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶のふくそうが予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導 (2) マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達 (3) 海上における人命救護、海難船舶等の救助 (4) 海上における治安の維持、海上交通の安全確保 (5) 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置
環境省 関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	(1) 所管財産使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

(3) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社 (焼津郵便局)	(1) 郵便事業の運営に関すること (2) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること (3) 施設等の被災防止に関すること (4) 利用者の避難誘導に関すること
日本赤十字社静岡県支部	(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する救援物資の配付 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項
日本放送協会(静岡放送局)	(1) 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上 (2) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること (3) 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと (4) 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	(1) 交通対策に関すること (2) 災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道株式会社	(1) 津波警報等の伝達 (2) 列車の運転規制措置 (3) 旅客の避難、救護 (4) 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 (5) 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 (6) 施設等の整備 (7) 危険地域の駅、旅客等について市と協議した避難地への避難
西日本電信電話株式会社 (静岡支店)、 株式会社NTTドコモ東海支社 (静岡支店)	(1) 災害時における重要通信の確保 (2) 災害時における通信疎通状況等の広報 (3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配 (4) 被害施設の早期復旧 (5) 防災関係機関の非常緊急通信の優先確保

機 関 名	処理すべき事務又は業務
岩谷産業株式会社、 アストモスエネルギー株 式会社、 株式会社ジャパングスエ ナジー、 ENEOSグローブ株式会 社、 シクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所への LPガスの配送
日本通運株式会社 (焼津支店)、 福山通運株式会社 (焼津支店)、 佐川急便株式会社 (大井川営業所)、	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
ヤマト運輸株式会社 (大井川センター)、 西濃運輸株式会社 (藤枝支店)	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
中部電力株式会社、 中部電力パワーグリッド 株式会社(藤枝営業所)	(1) 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保 (2) 復旧用資材等の整備 (3) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI株式会社 (静岡支店)、 ソフトバンク株式会社、 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業 連合会中部支部、 一般社団法人全国中小建 設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂、 イオン株式会社、 ユニー株式会社、 株式会社セブン・イレブ ン・ジャパン、 株式会社ローソン、 株式会社ファミリーマー ト、 株式会社セブン&アイ・ホ ールディングス	(1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

(4) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会、 一般社団法人静岡県歯科医師会、 公益社団法人静岡県看護協会、 公益社団法人静岡県病院協会、 公益社団法人静岡県薬剤師会	(1) 医療救護施設における医療救護活動の実施 (2) 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） (3) 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
東海ガス株式会社	(1) 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 (2) 災害時におけるガス供給の確保 (3) 施設設備の耐震予防対策の実施 (4) 災害令時における防災広報、施設の点検等災害予防措置 (5) 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LPガス協会（藤枝地区会）	(1) 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 (2) 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 (3) 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 (4) 燃料の確保に関する協力 (5) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡放送株式会社、 株式会社テレビ静岡、 株式会社静岡朝日テレビ、 株式会社静岡第一テレビ、 静岡エフエム放送株式会社	(1) 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及 (2) 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること (3) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会（中部分室）、 一般社団法人静岡県バス協会、 商業組合静岡県タクシー協会（志太榛原支部焼津地区）	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
土地改良区（大井川土地改良区）	(1) 災害予防 (2) 応急・復旧 ア 関係機関との連携による応急対策の実施 イ 所管施設の緊急点検 (3) 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県栄養士会	(1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(5) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 ほか	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方隊 ほか	(1) 災害時における人命保護のための救助 (2) 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第一航空団 （浜松基地）ほか	(1) 災害時における人命保護のための救助 (2) 災害時における応急復旧活動

第2節 過去の顕著な災害

古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなり被害があった模様である。

安政東海地震では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。

関東大地震以降の津波の状況は次のとおりである。

項目 地震名	発 生 年 月 日	津 波 状 況
関 東 大 地 震	大正 12 年 9 月 1 日 11 時 58 分	伊豆地方で地震後 5 分～10 分ぐらいして前後 2 回押しよせた。波高は熱海で当時の海面より 6.5m、網代 2.7m、伊東 4.3m、多賀 5.6m、柿崎 4.6m、外浦 4.1m、稲取 3.6m を記録した。このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。
三 陸 沖 強 震	昭和 8 年 3 月 3 日 02 時 31 分	東北地方の海岸では最高 24m の津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から 88 分後、周期 50 分、最大振幅 15 cm ぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅 30 cm 位であったが、被害はなかった。
東 南 海 道 大 地 震	昭和 19 年 12 月 7 日 13 時 35 分	熊野灘海岸では波高 10m に達したところもあるが、県では下田町柿崎で、地震後 30 分ぐらいで 2.5m の津波がおしよせた。清水では 30 cm の退水を観測し、榛原郡相良港では波高 2m ぐらいであった。御前崎町遠州灘海岸でも波高 2m 位と推定された。このため、沿岸で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。
カ ム チ ャ ッ カ 半 島 沖 地 震	昭和 27 年 11 月 5 日 02 時 01 分	下田港付近では 5 日 8 時 40 分から津波がはじまり、推定波高 1.5m に達した。石廊崎付近でも 1.2m を観測した。内浦では振幅 30～40 cm を記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。
房 総 半 島 沖 地 震	昭和 28 年 11 月 26 日 02 時 48 分	伊東では地震後 18 分で振幅 14 cm の津波がおしよせた。石廊崎で 60 cm、内浦で 13 cm、清水で 21 cm が観測されたが被害はなかった。
チ リ 沖 地 震	昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分	大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから 22 時間位して津波がおしよせた。伊東では 24 日 2 時 35 分に現われはじめ、最大振幅 140 cm であった。内浦 214 cm、清水 217 cm、御前崎 380 cm、舞阪 79 cm が観測された。このため、県下の床下浸水 196 戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。
チリ中部沿岸で 発生した地震	平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分頃	マグニチュード 8.8 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から 23 時間位して津波がおしよせた。伊東では 28 日 14 時 25 分頃に現れはじめ、最大波高 18cm であった。下田港 43cm、内浦 32cm、清水 21cm、御前崎 54cm、舞阪 20cm が観測された。これにより、下田市で住家 8 棟が床下浸水した。
平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋 沖地震	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃	<ul style="list-style-type: none"> ・三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震で、東北地方の沿岸では 15m 以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 ・県下では、11 日 16 時 8 分に津波警報 (大津波) が発表され、御前崎で最大波高 144 cm、沼津市内浦で 134 cm、清水 93 cm、南伊豆町石廊崎で 71 cm、舞阪 73 cm、焼津 83 cm を観測し、下田市では住家 7 棟・店舗 6 棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。

伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさによっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

第3節 予想される災害

市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震 (マグニチュード 8 クラス) がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震 (それぞれマグニチュード 8 クラス) があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震 (マグニチュード 7.9 程度) や神奈川県西部を震源域と

するマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

1 第4次地震被害想定

地震によって、市内の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、本市において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区 分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))
相模トラフ沿いで発生する地震・津波	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(内閣府(2013))

※ 相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型（プレート境界型）の地震が発生しており、このうち元禄16年（1703年）元禄関東地震は大正12年（1923年）大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注）内閣府（2012）：南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）について（以下同じ）

内閣府（2013）：首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

なお、この試算値は、今後、適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに県民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たって、津波断層モデルは、中央防災会議（2003）の東海・東南海・南海地震のモデルを使用している。注）中央防災会議（2003）：「東南海、南海地震等に関する専門調査会」（第16回）報告書

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

第4次地震被害想定 東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等

項目	焼津市	県全体
想定波高 (T.P.M)	4 ~ 6m	—
面積	70.62 km ²	7,780.60 km ²
浸水面積	2.5 km ²	34.6 km ²
浸水率	3.54 %	0.44%
浸水深2m以上の浸水面積	0.1 km ²	11.0 km ²

(注) 推定波高は平均～最大として表記。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

被害区分		予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
全壊	市	約10	約10	約10	約10
	県	約2,400	約2,400	約2,400	約2,400
半壊	市	約100	約100	約100	約100
	県	約4,900	約4,900	約4,900	約5,000

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目	被害区分		予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
早期避難率高 +呼びかけ	死者数	市	約80	約50	約70	約10	約10	約10
		県	約7,400	約2,500	約3,200	約1,000	約700	約800
	重傷者数	市	約10	—	—	—	—	—
		県	約400	約100	—	約60	約40	—
	軽症者数	市	約20	約10	—	—	—	—
		県	約800	約300	—	約100	約80	—
早期避難率低	死者数	市	約90	約60	約70	—	—	—
		県	約9,000	約5,700	約7,300	—	—	—
	重傷者数	市	約10	約10	—	—	—	—
		県	約500	約400	—	—	—	—
早期避難率低	軽症者数	市	約20	約20	—	—	—	
		県	約1,000	約700	—	—	—	

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「—」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約2,200人（早期避難率高+呼びかけ）～約9,200人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

第4次地震被害想定 南海トラフ巨大地震 ケース①

項目	焼津市	県全体
想定波高（T.P.M）	6 ～ 10m	—
面積	70.62 km ²	7,780.60 km ²
浸水面積	13.7 km ²	158.1 km ²
浸水率	19.40 %	2.03%
浸水深2m以上の浸水面積	2.6 km ²	68.5 km ²

（注）推定波高は平均～最大として表記。

（資料編（津波対策）1-3-3（1））

(2) 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

（単位：棟）

被害区分		予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
全壊	市	約600	約600	約600	約600
	県	約28,000	約28,000	約28,000	約28,000
半壊	市	約4,100	約3,900	約3,500	約4,300
	県	約31,000	約31,000	約29,000	約32,000

（注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

（単位：棟）

被害区分		予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
全壊	市	約800	約800	約800	約800
	県	約28,000	約28,000	約28,000	約28,000
半壊	市	約5,300	約5,300	約5,100	約5,400
	県	約35,000	約35,000	約34,000	約35,000

（注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

（単位：棟）

被害区分		予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
全壊	市	約700	約700	約700	約700
	県	約26,000	約26,000	約26,000	約26,000
半壊	市	約4,700	約4,700	約4,400	約4,800
	県	約30,000	約29,000	約27,000	約31,000

（注）・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分		予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
早期避難率高 +呼びかけ	死者数	市	約11,000	約7,400	約7,800	約1,300	約1,100	約10
		県	約65,000	約31,000	約35,000	約11,000	約7,200	約8,300
	重傷者数	市	約900	約500	/	約100	約90	/
		県	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
	軽症者数	市	約1,700	約1,000	/	約200	約200	/
		県	約4,500	約1,800	約2,000	約900	約600	約600
早期避難率低	死者数	市	約11,000	約9,900	約10,000	/	/	/
		県	約95,000	約62,000	約72,000	約11,000	約7,200	約8,300
	重傷者数	市	約900	約800	/	/	/	/
		県	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
	軽症者数	市	約1,800	約1,500	/	/	/	/
		県	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「-」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約13,000人（早期避難率高+呼びかけ）～約29,000人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：陸側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分		予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
早期避難率高 +呼びかけ	死者数	市	約11,000	約7,300	約7,600	約1,200	約1,100	約1,200
		県	約66,000	約31,000	約36,000	約11,000	約7,200	約8,400
	重傷者数	市	約900	約500	/	約100	約90	/
		県	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
	軽症者数	市	約1,700	約1,000	/	約200	約200	/
		県	約4,500	約1,800	約2,100	約900	約600	約600
早期避難率低	死者数	市	約11,000	約9,800	約10,000	/	/	/
		県	約96,000	約62,000	約74,000	約11,000	約7,200	約8,400
	重傷者数	市	約1,000	約800	/	/	/	/
		県	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
	軽症者数	市	約1,800	約1,300	/	/	/	/
		県	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「-」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約13,000人（早期避難率高+呼びかけ）～約29,000人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

【地震動：東側ケース、津波：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分		予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
早期避難率高+呼びかけ	死者数	市	約11,000	約7,300	約7,600	約1,200	約1,100	約1,200
		県	約65,000	約31,000	約36,000	約11,000	約7,200	約8,300
	重傷者数	市	約900	約500	/	約100	約90	/
		県	約2,300	約900	約1,100	約500	約300	約300
	軽症者数	市	約1,700	約1,000	/	約200	約200	/
		県	約4,500	約1,800	約2,100	約900	約600	約600
早期避難率低	死者数	市	約11,000	約9,800	約10,000	/	/	/
		県	約95,000	約62,000	約72,000	約11,000	約7,200	約8,300
	重傷者数	市	約1,000	約800	/	/	/	/
		県	約4,000	約2,500	約2,900	約500	約300	約300
	軽症者数	市	約1,800	約1,500	/	/	/	/
		県	約7,700	約4,800	約5,500	約900	約600	約600

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「-」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災（予知なし）の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約13,000人（早期避難率高+呼びかけ）～約30,000人（早期避難率低）

※予知あり時における発災時の津波からの避難行動は、早期避難率低と同じとした。

4 相模トラフ沿いで発生するレベル1の地震・津波（大正型関東地震）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に大きな影響が想定される大正型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。

相模トラフ沿いで発生する地震・津波

項目	焼津市	県全体
想定波高 (T.P.M)	2 ~ 2m	—
面積	70.62km ²	7,780.60km ²
浸水面積	0.1km ²	7.4km ²
浸水率	0.14%	0.10%
浸水深 2 m以上の浸水面積	0.0km ²	1.1km ²

(注) 推定津波高は、平均～最大として表記。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
全壊	市	—	—	—
	県	約900	約900	約900
半壊	市	—	—	—
	県	約2,300	約2,300	約2,300

※「—」：被害わずか

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目	被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
早期避難率高 +呼びかけ	死者数	市	—	—	—
		県	約2,300	約600	約900
	重傷者数	市	—	—	—
		県	約100	約50	約70
	軽症者数	市	—	—	—
		県	約200	約100	約100
早期避難率低	死者数	市	—	—	—
		県	約2,900	約1,700	約2,400
	重傷者数	市	—	—	—
		県	約200	約100	約200
	軽症者数	市	—	—	—
		県	約400	約300	約400

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「—」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約1,600人（早期避難率高+呼びかけ）～約4,600人（早期避難率低）

5 相模トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（元禄型関東地震）の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、南関東地域直下の地震のうち、本県に最も大きな影響が想定される元禄型関東地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例を参考に数値計算を行い、地震動・液状化危険度及び津波波高の想定をしている。

相模トラフ沿いで発生する地震・津波

項目	焼津市	県全体
想定波高 (T.P.M)	2 ~ 4m	—
面積	70.62km ²	7,780.60km ²
浸水面積	0.6km ²	21.1km ²
浸水率	0.85%	0.27%
浸水深2m以上の浸水面積	0.0km ²	4.3km ²

(注) 推定津波高は、平均～最大として表記。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
全壊	市	約10	約10	約10
	県	約2,400	約2,400	約2,400
半壊	市	約100	約100	約100
	県	約6,300	約6,300	約6,200

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目	被害区分		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
早期避難率高 +呼びかけ	死者数	市	—	—	—
		県	約4,700	約1,400	約1,900
	重傷者数	市	—	—	—
		県	約100	約60	約70
	軽症者数	市	—	—	—
		県	約300	約100	約100
早期避難率低	死者数	市	約10	—	—
		県	約5,700	約3,500	約4,700
	重傷者数	市	—	—	—
		県	約300	約200	約300
	軽症者数	市	—	—	—
		県	約500	約400	約500

(注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートのD5 以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者

・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

※「一」：被害わずか

※斜線箇所：静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）に掲載されていない箇所

※夏・昼発災の場合、海水浴客の津波による県の死者数の増分は、約2,400人（早期避難率高＋呼びかけ）～約6,500人（早期避難率低）

6 遠地津波

チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

概 要	<p>遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。</p> <p>過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。</p> <p>過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。</p>
特 徴 等	<p>津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることがなくても津波に襲われる。遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。</p> <p>遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。</p> <p>遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。</p>